

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告  
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する  
法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者  
等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告す  
る。

令和8年3月9日 鳥取地方法務局米子支局 登記官 奥 山 茂

記

手 続 番 号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
2702-2025-0027	西伯郡伯耆町福岡字上鉦3681番1